

山口県資源循環ビジネス事業化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県資源循環ビジネス事業化促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、民間事業者が行う産業廃棄物等を活用した資源循環ビジネスの事業化に向けた調査、資源循環に配慮した製品開発の検討、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化や脱炭素化に資する施設等の整備を支援することにより、資源循環ビジネスのリーディングモデルを構築し、産業廃棄物等の資源循環を通じて、循環型社会の形成を促進することを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に定める事業のうち知事が必要かつ相当と認める事業とする。

- (1) 資源循環ビジネスの事業化に向けた調査事業
- (2) 資源循環に配慮した製品開発の検討事業
- (3) 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化や脱炭素化に資する施設等（以下、「高度化・脱炭素化リサイクル施設」という。）の整備事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、補助事業の対象外とする。

- (1) 規則第3条第1項の申請書の提出時において既に着手されている事業
- (2) 既に補助金の交付の決定を受けた事業

3 補助金の交付の対象となる補助事業の区分、補助対象経費の区分、補助率及び補助限度額は、別表1、2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、様式第1によらなければならない。

2 前項の申請書は、正副2通とする。

3 規則第3条第1項の知事が定める日は、別途文書で通知する日とする。

4 規則第3条第1項の申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の決定)

第5条 知事は、規則第4条第1項に基づく交付の決定に当たっては、前条第4項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付

申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 2 知事は、前条第4項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助事業等の変更等に係る承認の申請)

第6条 規則第8条第1項の申請書は、様式第2によらなければならない。

- 2 前項の申請書は、正副2通とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次の各号いずれにも該当しない変更とする。

- (1) 補助事業の目的の変更
- (2) 補助金の額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の20%を越える変更
- (3) 事業の実施場所の変更
- (4) 補助対象施設の規模、主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (5) その他補助事業の内容の大幅な変更

(実績報告)

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第3によらなければならない。

- 2 前項の実績報告書は、正副2通とする。

- 3 第1項の実績報告書は、補助事業等が完了した日から10日を経過した日又は当該年度の3月25日のいずれか早い時期までに提出しなければならない。

- 4 規則第11条に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(財産の管理等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式第4による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(補助金の支払等)

第10条 規則第12条の規定による通知に基づき補助金を支払うものとする。

- 2 補助金の支払を受けようとするときは、様式第5を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 前項の報告書は、様式第6によらなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和8年5月28日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 山口県廃棄物3R等推進事業補助金交付要綱(平成19年4月1日施行)及び山口県地域循環圏活性化事業補助金交付要綱(平成31年3月26日施行)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 廃止前の前項の要綱によって令和7年度までに実施した事業については、なお、従前の例による。

別表 1

補助事業の区分		補助対象経費の区分	補助率	補助限度額
①	資源循環ビジネスの事業化に向けた調査事業・資源循環に配慮した製品開発の検討事業	人件費、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	補助対象経費の1/2以内	1事業あたり5百万円以内
②	高度化・脱炭素化リサイクル施設の整備事業	①構築物費 ②機械装置・工具器具費 ③付帯工事費 ④その他の経費	補助対象経費の1/3以内 (中小企業は1/2以内)	1事業あたり5千万円以内

注) 「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者又は法人格を有する中小企業者の団体をいう。

別表 2

補助対象経費の区分	内 容
別表1の区分①	
人件費	業務に従事する者の作業時間に対する人件費
共済費	業務に必要な労務者に対する共済組合(社会保険料)負担金及び事業主負担保険料
賃金	業務に必要な労務者に対する給与
報償費	業務に必要な役務の提供に対する経費
旅費	業務に必要な交通手段に対する経費
需用費	業務に必要な物品(備品を除く)の購入取得や修理等に対する経費
役務費	業務に必要な通信運搬に対する経費
委託料	業務の一部を他の者に実施させる場合に外注する経費
使用料及び賃借料	業務に必要な賃貸借契約に基づく対価に対する経費
備品購入費	業務に必要な比較的長期の使用に耐え、保存できる物品の購入取得に対する経費
別表1の区分②	
構築物費	構築物の建造、改良、購入に要する経費
機械装置・工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、据付け、又は改良に要する経費
付帯工事費	施設整備の付帯工事のうち、敷地外周の門、囲障等の整備及びその他の工事に必要な最小限度の工事に要する経費
その他の経費	上記の各区分の工事の施工に直接必要な調査測量、試験及び設計に要する経費

注) 消費税額は補助対象経費から除く。